

## [事案 30-235] 保険料自動振替貸付利息免除請求

・令和元年 7 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

契約者の死亡について担当者に伝えていたにもかかわらず、契約者変更の案内がなされなかったことを理由に、保険料自動振替貸付利息の免除を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

親が昭和 60 年 1 月に契約した終身保険について、平成 15 年に親が死亡した後、集金扱いによる保険料の払込みができず、保険料自動振替貸付が適用された。しかし、平成 18 年以降、契約者である親の死亡について担当者に何度も伝えていたにもかかわらず、相続人に対して契約者変更の案内がなされなかったことから、保険料自動振替貸付の利息は免除してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 保険料自動振替貸付の通知等は登録住所に郵送しており、平成 18 年 1 月には申立人住所に住所変更しているため、申立人は同通知等を受信している。
- (2) 平成 24 年頃、申立人より契約者が亡くなられた旨を聞き、名義変更手続きについては申立人から連絡を待っている状態であったが、それ以前に契約者変更の依頼を担当者が放置したことはない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人親の死亡後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、約款により契約者死亡時はその法定相続人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものと定められていることから、担当者が相続人に対して契約者変更手続きの案内を行わなかったこと等が不適切であるとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約については、書類の保管期間が経過しており、平成 16 年および 17 年の保険料の集金の記録がなく、また、この当時の保険料の集金について、担当者の記憶もないとのことであった。
- (2) 担当者が、申立人親の死亡を知った際、申立人らに、契約者変更の手続きを速やかに行い、保険料の払込みを継続しなければ保険料自動振替貸付による利息が生ずるという説明をすることが、積極的な法的義務はないまでも期待される場所、これをしなかったものと考えられる。
- (3) 住所変更手続きがなされた以後の平成 18 年から平成 20 年の保険料の集金についても同様に記録はない。住所変更手続きがなされた以後は、申立人に対して保険料自動振替貸付の通知等が郵送されていることが認められるので、申立人において、状況を認識することは可能であったものの、保険料の集金の記録はなく、また担当者の記憶もない。